

会員規約 (大手町を例に)	改訂版
<p>第 1 条 (施設及び目的)</p> <p>1. fabbit 株式会社 (以下「当社」といいます。) <u>が運営する「fabbit 大手町」及び「fabbit Global Gateway “Otemachi”</u> (以下「当施設」といいます。) を利用する個人又は法人で第 4 条に定める入居資格を満たす者 (以下「会員」といいます。) が遵守すべき規則として「fabbit <u>大手町、fabbit Global Gateway “Otemachi”</u> 会員規約」及び「<u>fabbit 大手町、fabbit Global Gateway “Otemachi”</u> コワーキングスペース利用規約」 (以下<u>総称して</u>「本規約」といいます。) を定めます。</p> <p>2. 本規約は、<u>当施設</u>が、会員の執務及び会員相互の交流の場として当施設及びサービス (定期セミナー、ワークショップの開催、ビジネスマッチング、ベンチャーキャピタル紹介等) <u>を会員</u>に提供するにあたって、必要事項を定めることを目的とします。</p> <p><u>3. (新設)</u></p>	<p>第 1 条 (施設及び目的)</p> <p>1. fabbit 株式会社 (以下「当社」といいます。) <u>は、当社、当社の運営委託先企業及び当社フランチャイジー (以下「当社等」といいます。)</u> <u>が運営するコワーキングスペース及びレンタルオフィス</u> (以下「当施設」といいます。) を利用する個人又は法人で、第 4 条に定める入居資格を満たす者が遵守すべき規則として、「fabbit 会員規約」 (以下「本規約」といいます。) を定めます。</p> <p>2. 本規約は、<u>当社等</u>が、<u>第 5 条第 1 項に定める</u>会員の執務及び会員相互の交流の場として当施設及びサービス (定期セミナー、ワークショップの開催、ビジネスマッチング、ベンチャーキャピタル紹介等。<u>以下「fabbit 会員向けサービス」といいます。)</u>を提供するにあたって、必要事項を定めることを目的とします。</p> <p><u>3. 本規約は、fabbit 会員向けサービスを当施設に提供すべく、共通する必要事項を定めます。fabbit 会員向けサービスの提供を受けるに際し、会員が当施設において遵守すべき規則は、当社等が個別に利用規約で定めるものとします。利用規約の定めと本規約の定めとに矛盾がある場合、利用規約の定めが優先するものとします。</u></p>
<p>第 2 条 (規約)</p> <p>1. 当社は、当施設を会員が利用するにあたり遵守すべき規則として本規約を定め、また適宜変更することができ、これらの効力は全ての会員に及ぶものとします。会員は、当施設を利用した場合には、本規約及びその変更に同意したとみなされるものとします。</p> <p>2. 当社は、前項の定めに従い本規約を定めたとき又はこれらを変更したときは、当施設のウェブサイトへの掲載により会員に告知するものとします。</p>	<p>第 2 条 (規約)</p> <p>1. 当社は、当施設を会員が利用するにあたり遵守すべき規則として本規約を定め、また適宜変更することができ、これらの効力は<u>当施設</u>の全ての会員に及ぶものとします。会員は、当施設を利用した場合には、本規約及びその変更に同意したとみなされるものとします。</p> <p>2. 当社は、前項の定めに従い本規約を定めたとき又はこれらを変更したときは、当施設のウェブサイトへの掲載<u>等</u>により会員に告知するものとします。</p>
<p>第 3 条 (省略)</p>	<p>第 3 条 (改定なし)</p>
<p>第 4 条 (省略)</p>	<p>第 4 条 (変更なし)</p>

会員規約 (大手町を例に)	改訂版
<p>第 5 条 (入会)</p> <p>1. <u>当施設への入会を希望する方は、【fabbit 大手町、fabbit Global Gateway “Otemachi”】入居申込書</u> (以下「申込書」といいます。) を提出し入会手続を行うものとします。</p> <p>2. <u>会員は、入会時に事務手数料として 20,000 円 (税別) を当社へ支払うものとします。</u></p> <p>3. (省略)</p>	<p>第 5 条 (入会)</p> <p>1. <u>当社等は、下記各号に該当する方を会員とします。</u></p> <p>(1) <u>当施設への入居申込みを行った入居希望者。なお、法人申込みの場合は、当該法人の従業員等で個別に利用登録を行った個人を含むものとします。</u></p> <p>(2) <u>当施設に対しバーチャルオフィス利用の申込みを行った方 (バーチャルオフィス会員)</u></p> <p>(3) <u>ワンデーパスによる当施設の利用申込みを行った方 (ワンデーパス会員)</u></p> <p>(4) <u>当施設のイベントスペース又は会議室の利用申込みを行った方 (スペース/会議室会員)</u></p> <p>(5) <u>当施設で実施する各種イベントに参加した方で、会員となることを希望された方 (イベント参加会員)</u></p> <p>2. <u>前項第 1 号に掲げる申込みを行った入居希望者 (法人申込みの場合の従業員等を除く。)</u> は、入会時に <u>当社等が定める</u> 事務手数料を支払うものとします。</p> <p>3. (変更なし)</p>
<p>第 6 条 (省略)</p>	<p>第 6 条 (変更なし)</p>
<p>第 7 条 (会員証及び会員の地位)</p> <p>1. 当社は、会員に対し、会員が所持する IC カードに <u>当施設へ</u> の入室権限を付与します。(以下、<u>入室権限</u>を付与した <u>会員が所持する IC カード</u> を「会員証」といいます。)</p> <p>2. <u>会員</u> は、会員証を第三者に対する貸与、譲渡、担保権の設定等一切の処分をすることができないものとします。</p> <p>3. 当社が <u>会員証を貸与した</u> 会員以外の第三者が会員証を用いて当施設を利用した場合、第三者が当該会員証を使用した事由 (会員証の貸与、売買等の処分又は盗難を含みますがこれに限られません。) の如何を問わず、<u>当該会員</u> は、第三者が利用したことにより生じた利用料金の支払いその他全ての責任を負うものとします。</p> <p>4. <u>会員</u> は、次の各号の一に該当した場合には、会員証が <u>当社の所有であるならば</u> ただちに返却</p>	<p>第 7 条 (会員証及び会員の地位)</p> <p>1. 当社等は、<u>第 5 条第 1 項第 1 号により、当施設の利用申込みを行った会員 (以下「入居者」といいます。)</u> に対し、<u>入居者としての会員登録時に、会員所持の IC カードに申込みを行った施設の入退室権限</u>を付与するか、又は入居権限を付与したカードを <u>貸与いたします。</u> (以下、「会員証」といいます。)</p> <p>2. <u>入居者</u> は、会員証を第三者に対する貸与、譲渡、担保権の設定等一切の処分をすることができないものとします。</p> <p>3. 当社等が <u>会員資格を与えた入居者</u> 以外の第三者が、<u>IC カード</u> や会員証を用いて当施設を利用した場合、第三者が当該 <u>IC カード</u> や会員証を使用した事由 (IC カード・会員証の貸与、売買等の処分又は盗難を含みますがこれに限られません。) の如何を問わず、当該入居者は、第三者が利用したことにより生じた利用料金の</p>

会員規約 (大手町を例に)	改訂版
<p>しなければならず、また、会員の所有であるならば、当社は<a href="#">会員証から、当施設への入室</a>権限を<a href="#">削除</a>します。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 契約期間が終了したとき</p> <p>(3) 第 11 条に定める会員資格停止処分又は第 12 条に定める除名処分を受けたとき</p> <p>(4) その他当社が会員証の返却を求めたとき</p> <p>5. <a href="#">会員</a>は、会員証を喪失した場合、当社へ直ちに報告するものとし、当社が指定する所定の手続きにより、会員が<a href="#">所持する新たな IC カードについて当施設への入室</a>権限の<a href="#">新たな付与及び会員証の再発行</a>を行うものとします。なお、当該<a href="#">会員証再発行</a>費用は会員の負担とします。</p>	<p>支払いその他全ての責任を負うものとします。</p> <p>4. <a href="#">入居者</a>は、次の各号の一に該当した場合には、会員証をただちに返却しなければならず、<a href="#">又は付与した入退室権限をただちに抹消されるもの</a>とします。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 契約期間が終了したとき</p> <p>(3) 第 11 条に定める会員資格停止処分又は第 12 条に定める除名処分を受けたとき</p> <p>(4) その他当社等が<a href="#">会員資格の抹消</a>又は会員証の返却を求めたとき</p> <p>5. <a href="#">入居者</a>は、会員証を喪失した場合、当社等へ直ちに報告するものとし、当社等が指定する所定の手続きにより、<a href="#">会員資格の再付与</a>を行うものとします。なお、当該<a href="#">再付与</a>の費用は会員の負担とします。</p>
<p>第 8 条 (利用料金)</p> <p>1. <a href="#">会員</a>の利用料金 (以下「利用料金」といいます。) は、当社が定める方法により算出し、<a href="#">会員</a>は、第 4 項の定めに従い利用料金を当社に支払うものとします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の利用料金に係る消費税については、法改正の内容に従い、<a href="#">会員</a>は差額を負担するものとします。</p> <p>2. <a href="#">会員</a>は、利用料金の支払債務と当社が<a href="#">会員</a>に対して負担する債務とを相殺することはできません。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. <a href="#">会員</a>は、毎月 25 日までに、第 1 項に定める利用料金の翌月分とその消費税を当社が指定する方法により支払うものとします。なお、支払に係わる手数料は<a href="#">会員</a>が負担するものとします。</p> <p>5. <a href="#">会員</a>が入会手続きを行った月の利用料金については日割り計算とし、<a href="#">会員</a>は、入会時に消費税とともに支払うものとします。</p> <p>6. <a href="#">会員</a>が支払った利用料金は、<a href="#">会員</a>の都合による退会又は除名<a href="#">若しく</a>は当施設の廃止等如何なる事由によっても、返還しないものとします。但し、当社が特別に認めた場合はこの限りではないものとします。</p> <p>7. (省略)</p>	<p>第 8 条 (利用料金)</p> <p>1. <a href="#">第 5 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号所定のいずれかの申込みを経て当施設の利用を認められた会員 (以下「利用者」といいます。)</a>の利用料金 (以下「利用料金」といいます。) は、当社等が定める方法により算出し、<a href="#">利用者</a>は、<a href="#">当該</a>利用料金を当社等に支払うものとします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の利用料金に係る消費税については、法改正の内容に従い、<a href="#">利用者</a>は差額を負担するものとします。</p> <p>2. <a href="#">利用者</a>は、利用料金の支払債務と当社等が<a href="#">利用者</a>に対して負担する債務とを相殺することはできません。</p> <p>3. (変更なし)</p> <p>4. <a href="#">入居者</a>は、当社等が定める期限までに、第 1 項に定める利用料金の翌月分とその消費税を当社等が指定する方法により支払うものとします。なお、支払に係わる手数料は<a href="#">入居者</a>が負担するものとします。</p> <p>5. <a href="#">入居者</a>が入会手続きを行った月の利用料金については日割り計算とし、<a href="#">入居者</a>は、入会時に消費税とともに支払うものとします。</p> <p>6. <a href="#">利用者</a>が支払った利用料金は、<a href="#">利用者</a>の都合による退会又は除名<a href="#">もしくは</a>は当施設の廃止等如何なる事由によっても、返還しないものとします。但し、当社等が特別に認めた場合はこの限</p>

会員規約 (大手町を例に)	改訂版
<p>第 9 条 (会員プランの変更及び追加)</p> <p>1. 会員が会員プランの変更又は追加 (以下「プランの変更等」といいます。) を希望する場合、会員は、<u>変更プラン又は追加プランの開始希望月の 3 ヶ月前 (休館日の場合は前営業日。)</u>までに、所定の手続きを完了することにより、開始希望月の初日からプランの変更等を行うことができます。但し、当社が相当でないと判断した場合は、プランの変更等はできないものとします。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第 10 条 (新設)</p> <p><u>第 10 条 (退会)</u></p> <p>1. 会員は、退会希望月の 3 ヶ月前 (休館日の場合は前営業日。) までに、当社所定の退会届を提出することにより、退会希望月の末日をもって、退会することができます。但し、会員は、<u>退会希望月の 3 ヶ月前の予告に代えて、3 ヶ月分の利用料金相当額の金額を支払うことによって、即時に退会をすることができます (この退会時は日割計算を行わないものとする。)</u>。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>4. <u>当社は、退会日に、会員証から、当施設への入室権限を削除します。</u></p>	<p>りではないものとします。</p> <p>7. (変更なし)</p> <p>第 9 条 (会員プランの変更及び追加)</p> <p>1. 会員が会員プランの変更又は追加 (以下「プランの変更等」といいます。) を希望する場合、会員は、<u>当社等が別途定める期限</u>までに、所定の手続きを完了することにより、開始希望月の初日からプランの変更等を行うことができます。但し、当社等が相当でないと判断した場合は、プランの変更等はできないものとします。</p> <p>2～3 (変更なし)</p> <p><u>第 10 条 (退去)</u></p> <p>1. <u>入居者は、当社等が別途定める期限までに、当社等所定の退去届を提出することにより、退去希望月の末日をもって、退去することができます。但し、入居者は、上記期限までの利用料金相当額の金額を支払うことによって、即時に退去をすることができます (この退去時は日割計算を行わないものとする。)</u>。</p> <p>2. <u>入居者は、当施設を退去したときは、退去日の満了をもって、入居者としての一切の権利 (但し、当社等に対する債務を除きます。) を失い、当施設等を入居者として利用することができません。</u></p> <p>3. <u>入居者は、退去日までに当社等に対する全ての債務を履行しなければなりません。</u></p> <p><u>第 11 条 (退会)</u></p> <p>1. 会員は、退会希望月の 3 ヶ月前 (休館日の場合は前営業日。) までに、当社等所定の退会届を提出することにより、退会希望月の末日をもって、退会することができます。</p> <p>2～3 (変更なし)</p> <p>4. <u>(削除)</u></p>

会員規約 (大手町を例に)	改訂版
<p><b>第 11 条</b> (会員資格停止処分)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は、前項に基づき会員資格停止処分を行った場合、会員に対し<u>書面又は登録したメールアドレスに対して</u>通知するものとします。なお、当社が当該通知を発送したにもかかわらず、会員の行方不明等により当該通知が到達しなかった場合においても、会員資格は停止するものとします。</p> <p>3. (省略)</p>	<p><b>第 12 条</b> (会員資格停止処分)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. 当社等は、前項に基づき会員資格停止処分を行った場合、会員に対し<u>書面により</u>通知するものとします。なお、当社等が当該通知書を発送したにもかかわらず、会員の行方不明等により当該通知書が到達しなかった場合においても、会員資格は停止するものとします。</p> <p>3. (変更なし)</p>
<p><b>第 12 条</b> (会員の除名処分)</p> <p>1～3 (省略)</p>	<p><b>第 13 条</b> (会員の除名処分)</p> <p>1～3 (変更なし)</p>
<p><b>第 13 条</b> (損害賠償)</p> <p>(省略)</p>	<p><b>第 14 条</b> (損害賠償)</p> <p>(変更なし)</p>
<p><b>第 14 条</b> (当施設の廃止)</p> <p>(省略)</p>	<p><b>第 15 条</b> (当施設の廃止)</p> <p>(変更なし)</p>
<p><b>第 15 条</b> (所持品の管理)</p> <p>(省略)</p>	<p><b>第 16 条</b> (所持品の管理)</p> <p>(変更なし)</p>
<p><b>第 16 条</b> (通知)</p> <p>(省略)</p>	<p><b>第 17 条</b> (通知)</p> <p>(変更なし)</p>
<p><b>第 17 条</b> (拾得物の取扱い)</p> <p>(省略)</p>	<p><b>第 18 条</b> (拾得物の取扱い)</p> <p>(変更なし)</p>
<p><b>第 18 条</b> (禁止事項)</p> <p>当施設内及び当施設周辺において、会員による次の行為を禁止します。</p> <p>(1)～(18) (省略)</p> <p>(19) 新設</p>	<p><b>第 19 条</b> (禁止事項)</p> <p>当施設内及び当施設周辺において、会員による次の行為を禁止します。</p> <p>(1)～(18) 変更なし</p> <p><u>(19) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当社等を拘束する等、当社等の業務を妨げる行為。</u></p>
<p><b>第 19 条</b> (利用時間)</p> <p><u>会員の当施設利用時間は平日 9:00～23:00(最終入場 21:00)、土日祝日は 9:00～23:00(最終入場 18:00)です。但し、次条の定めにより休館した場合には、利用時間内であっても当施設の利用ができません。</u></p>	<p><b>第 20 条</b> (利用時間)</p> <p><u>当施設の利用時間は、各施設の利用規約において定めるものとします。</u></p>

会員規約（大手町を例に）	改訂版
<p><a href="#">第20条</a>（休館） （省略）</p>	<p><a href="#">第21条</a>（休館） （変更なし）</p>
<p><a href="#">第21条</a>（個人情報保護） （省略）</p>	<p><a href="#">第22条</a>（個人情報保護） （変更なし）</p>
<p><a href="#">第22条</a>（反社会的勢力の排除） （省略）</p>	<p><a href="#">第23条</a>（反社会的勢力の排除） （変更なし）</p>
<p><a href="#">第23条</a>（当社の地位の承継） 会員は、当社が本規約に基づく<a href="#">当社</a>の地位を、第三者に承継する場合があることをここに予め承諾するものとします。</p>	<p><a href="#">第24条</a>（当社等の地位の承継） 会員は、<a href="#">当社等</a>が本規約に基づく<a href="#">自ら</a>の地位を第三者に承継する場合があることをここに予め承諾するものとします。</p>
<p><a href="#">第24条</a>（免責事項） （省略）</p>	<p><a href="#">第25条</a>（免責事項） （変更なし）</p>
<p><a href="#">第25条</a>（管轄裁判所） （省略）</p>	<p><a href="#">第26条</a>（管轄裁判所） （変更なし）</p>
<p><a href="#">第26条</a>（準拠法） （省略）</p>	<p><a href="#">第27条</a>（準拠法） （変更なし）</p>